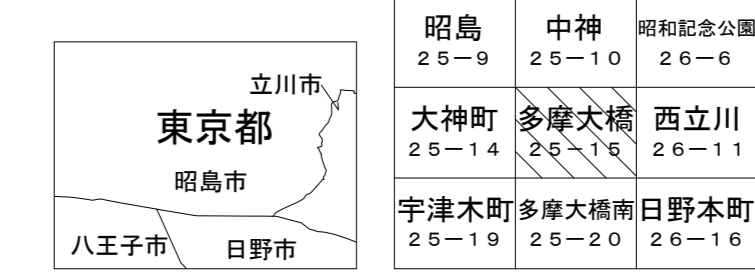


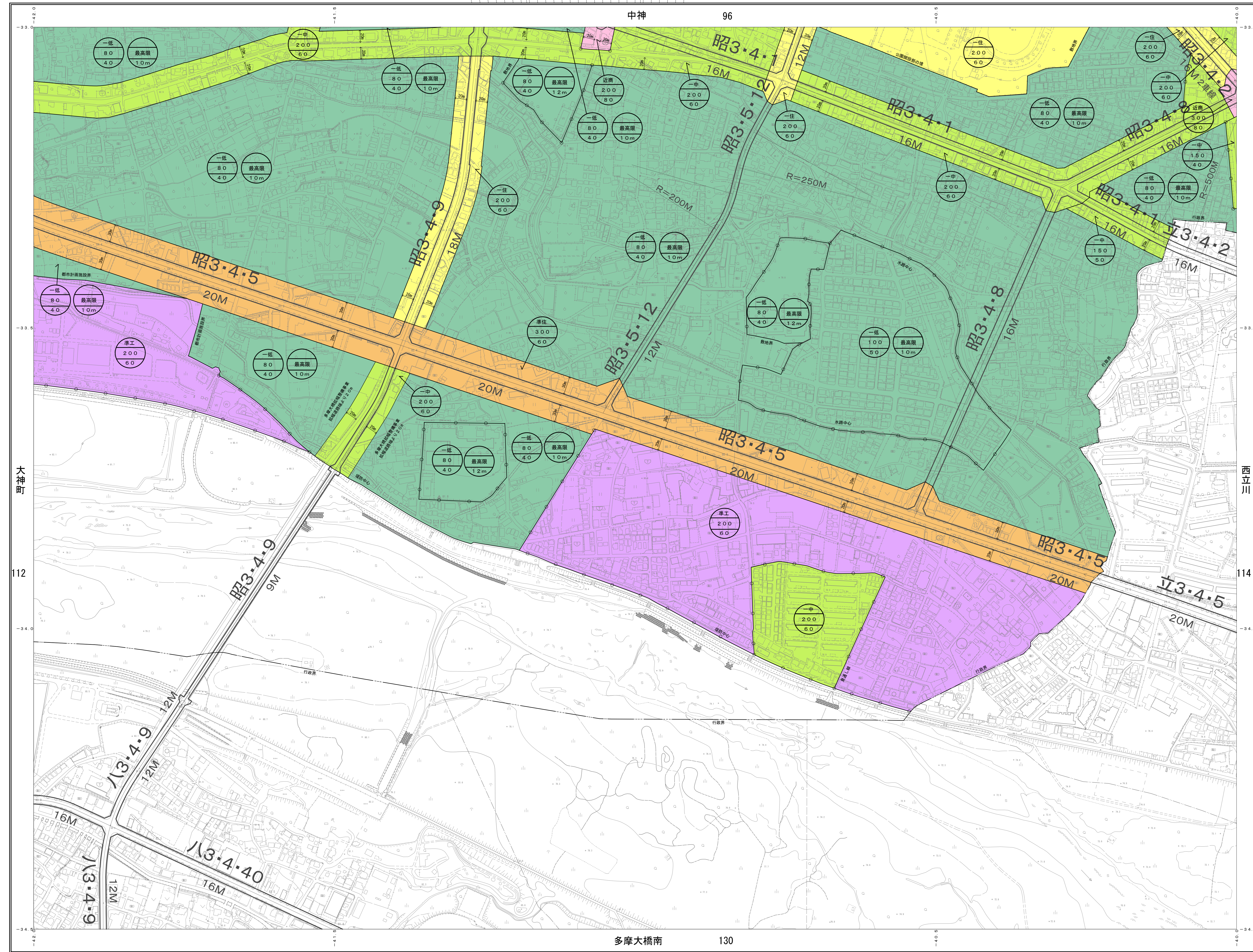
昭島市 用途地域

多摩大橋

1 : 2, 500 昭島都市計画用途地域（昭島市決定）計画図 113
 25-15 多摩大橋 (IX-LC19-2) H28・3・14 H31・3・14 (道路網図作成年月日)



凡例



凡例

●	第一種中高層住居専用地域
○	第二種中高層住居専用地域
□	第一種住居地域
□	第二種住居地域
□	準住居地域
□	公園用地
□	商業地域
□	準工業地域
□	工業地域
□	第一種低層住居専用地域
□	第二種低層住居専用地域
□	第一種中層住居専用地域
□	第二種中層住居専用地域
□	第一種住居付商業地域
□	第二種住居付商業地域
□	第一種商業付工業地域
□	第二種商業付工業地域
□	第一種工業付商業地域
□	第二種工業付商業地域
□	第一種工業付住宅地域
□	第二種工業付住宅地域
□	第一種工業付商業付住宅地域
□	第二種工業付商業付住宅地域
□	第一種工業付住宅付商業地域
□	第二種工業付住宅付商業地域
□	第一種工業付住宅付商業付住宅地域
□	第二種工業付住宅付商業付住宅地域

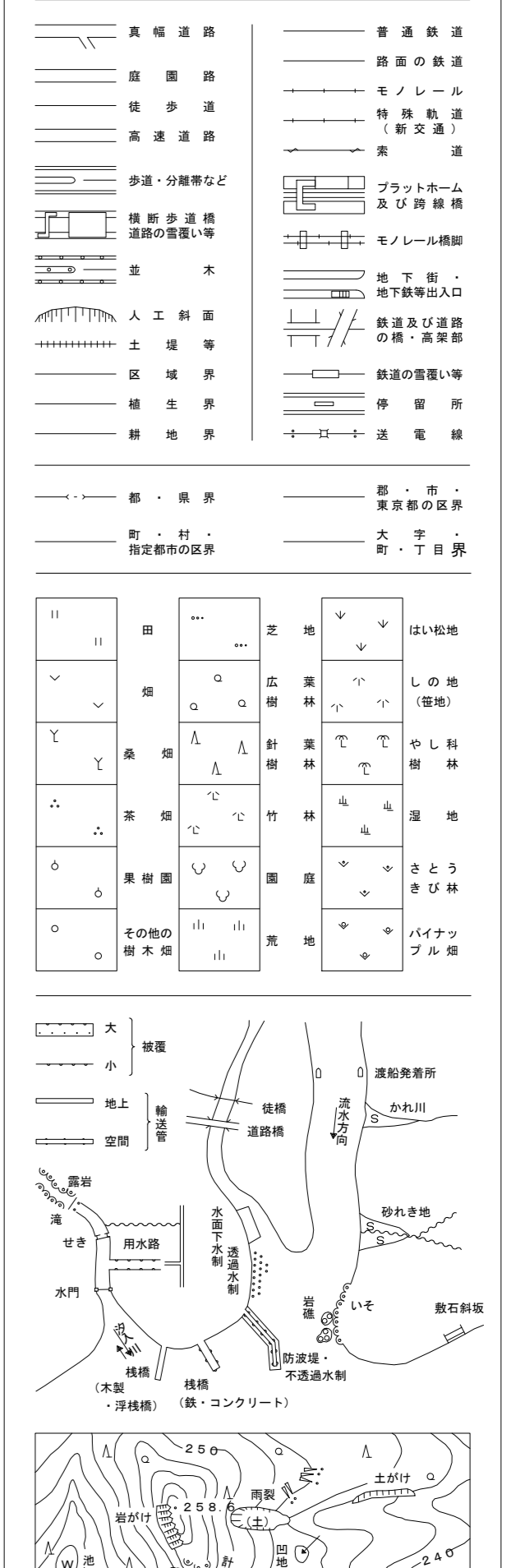
平成9年測量 (1)
 平成10年測量 (2)
 平成16年修正
 平成21年修正
 平成26年修正

1. 平成24年11月編成途中写真
 2. 平成25年7月撮影写真

1 : 2, 500

この測量成果は、国土情報公表の範囲を越えて民間等に提供してはならない。(東京都) 平成24年公第269号
 この地図は、東京都の委託を受けて、東京都第27-155号の1号測量成果を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (東京都) 2部測量発表第4号 (測量係) 2部測量発表第1号、令和2年7月7日
 (東京都) 2部測量発表第110号、令和2年8月21日

製作権所有者 東京都都市整備局
 株式会社ミッドマップ東京
詳細な複製を禁ずる



1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面角座標系の第IX座標系
 2 投影法は、メルカトル図法
 3 平面座標角座標値は、世界測地系で、内国郡の外部に表示 (キロメートル単位、縦軸：X軸、横軸：Y軸、方位の間隔：0.5キロメートル)
 4 高さ (メートル単位) の基準は、東京湾平均海面 (T.P.)
 5 等高線の間隔は、2メートル
 6 真北 (地軸の北の方向) と磁北 (磁石の針の北が指す方向) は、下辺内院邸と御家の中央における距離方位線との交点を中心として、上辺内院邸上、矢印 (真北)、矢印 (磁北) で示した方向
 この場合、真北・磁北は、30°単位を目盛り、10°単位で表示
 7 方位角 (方位線の磁北の方向) に対する真北の偏差は、東約20°
 8 真北に対する磁北の偏差 (磁気偏角) は、「2010.0年磁気偏角第一覧図 (国土地理院)」で、距離約700°
 9 東京都公共施設等への無断立入は禁ずる。

凡例

■	第一種低層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中層住居専用地域
■	第二種中層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	公園用地
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域